

## 令和元年度労働報酬下限額

(1) 工事請負契約（条例第6条第1項第1号関係）

〔単位：円（1時間当たり）〕

No	職 種	労働報酬下限額	No	職 種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	2,140	27	普通船員	2,200
2	普通作業員	2,120	28	潜水士	3,760
3	軽作業員	1,400	29	潜水連絡員	2,720
4	造園工	2,170	30	潜水送気員	2,640
5	法面工	2,590	31	山林砂防工	2,460
6	とび工	2,590	32	軌道工	3,880
7	石工	3,510	33	型わく工	2,550
8	ブロック工	2,580	34	大工	2,380
9	電工	2,180	35	左官	2,400
10	鉄筋工	2,400	36	配管工	2,100
11	鉄骨工	2,310	37	つり工	2,540
12	塗装工	2,520	38	防水工	2,520
13	溶接工	2,640	39	板金工	2,380
14	運転手（特殊）	2,210	40	タイル工	—
15	運転手（一般）	1,950	41	サッシ工	2,550
16	潜かん工	3,330	42	屋根ふき工	—
17	潜かん世話役	3,920	43	内装工	2,620
18	さく岩工	2,610	44	ガラス工	2,440
19	トンネル特殊工	3,470	45	建具工	2,340
20	トンネル作業員	2,520	46	ダクト工	2,170
21	トンネル世話役	3,930	47	保温工	2,440
22	橋りょう特殊工	3,090	48	建築ブロック工	—
23	橋りょう塗装工	3,220	49	設備機械工	2,490
24	橋りょう世話役	3,600	50	交通誘導警備員 A	1,470
25	土木一般世話役	2,440	51	交通誘導警備員 B	1,220
26	高級船員	2,770			

（注）タイル工、屋根ふき工、建築ブロック工に該当する労働者等については、事前に既存職種の労働報酬下限額で合意を得ること。

（注）この表に掲げる職種に該当する労働者等のうち、見習い、軽作業等を行う者については、900円とする。ただし、使用者が当該労働者等の合意を得た場合に限る。

(2) 工事又は製造以外の請負契約及び指定管理協定（条例第6条第1項第2号関係）

労働報酬下限額	900円（1時間当たり）
---------	--------------